



## 感震ブレーカー設置費助成事業について

大規模地震時の火災による被害の軽減を目的として、地震時の出火防止対策として有効とされる感震ブレーカーの設置費用の一部を助成します。

### 1 申請受付期間

令和8年6月1日（月）～令和9年2月26日（金）

### 2 対象者

- (1) 感震ブレーカーを設置した住宅の世帯主
  - (2) 市内に住所を有し、市税を完納している者
  - (3) 過去に「浜松市感震ブレーカー設置事業費補助金」の交付を受けていない者
- ※(1)～(3)すべてにあてはまる方

### 3 助成対象

- (1) 木造及び非木造の住宅
- (2) 感震ブレーカーの購入及び設置した領収書の記載日が、令和8年4月1日～令和9年2月26日のものに限る。
- (3) 店舗併用住宅の場合、延べ面積の2分の1以上が住宅部分であること。

### 4 助成金額

- (1) 設置費用の1/2以内 上限5万円
- (2) 「木造住宅耐震補強助成事業」と併せて実施する場合は、設置費用の2/3以内 上限5万円

### 5 詳細内容

【「感震ブレーカー設置費助成事業」申請等の手引き】や【「感震ブレーカー設置費助成事業」よくある質問】をご覧ください。

浜松市公式ホームページ →



### 6 申請方法

- (1) スマート申請  
浜松市公式ホームページ
- (2) 持参する場合  
（窓口）浜松市危機管理課・各区振興課・行政センター・支所
- (3) 郵送する場合  
（宛先）〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2 浜松市危機管理課